

平成30年6月1日

行政・病院・福祉関係者各位 様

群馬県館林市高根町109

特定非営利活動法人 三松会

理事長 塚田一晃

0276-75-4732

日頃より三松会の活動につきまして御理解をいただき感謝いたしております。三松会の活動も平成7年発会以来、24年が経ち葬祭施行数も5000件を超し、身元引受人・後見人活動においても現在550名近くの方々のサポートをさせていただいております。そのような中、三松会特有の対応を生かし活動範囲は県内外を問わず広域にわたり各市町の行政・社会福祉協議会・施設・病院等と関係を構築させていただきました。

このたび、以上のことから今後のより良い関係を継続保持することを目的に、また行政等においては、地域内外において当会との関係を明確にすることを目的として以下のレポートを提出いたします。

記

1、 行政等との関係

- ① 会社組織と違い特定非営利活動法人（NPO法人）としての行政とのパートナーシップ・協働を目指す事が可能になります。
- ② NPO法人の特色である先駆性・創造性を生かし、困難な問題にも立ち向かい様々な問題を行政等と協働し解決することによって、最後の砦としての役割を果たし関係者等に安心を提供することができる。
- ③ 24年という歳月にて築き上げた実績により信用と信頼のもと安心して相談が出来る団体としての役割を果たしております。

2、 広域にわたり当会との関係が構築できる理由

- ① 三松会では通夜、葬儀、告別式を行わずに火葬する事はありません。
当会ではどのような事情のある方でも等しく供養してあげたいとの理念から生活保護受給者、貧困層及び生活困窮者においても、お葬式は上げたいが費用がないなどでお悩みの方々の希望にこたえ、必ず葬祭を施行させていただいております。(スタッフ14名のうち僧侶が4名在籍)
- ② 当会は理事長が僧侶であり、また寺院が協力していただくことによって生活保護受給者が亡くなって親族の方が全く居らっしゃら無い、又は親族の方が御遺体の引き取り等を拒否なされた場合でも葬祭扶助適用範囲内において必ずお葬式を執り行い火葬させて頂いております。
- ③ 親族が拒否などし、どなたもいない方でも必ずお葬式を執り行うことにより、生前携わった関係者などのお焼香をしたいとの希望をかなえる事ができ、かつ共同墓地を所有することから墓地埋葬まで至り安心を提供することができます。
- ④ 菩提寺の有る方の御葬儀に関しましては菩提寺御住職様にお葬式をお願いし、三松会は葬祭のお手伝いをさせて頂いております。またそのような場合において親族等が居ない場合においても三松会スタッフが遺族親族を代行し菩提寺の墓地埋葬に至るまでをさせて頂いております。
- ⑤ 皆護墓地(無縁墓地ではなくどのような方でも希望者には開放しております)を所有しており、様々な事情を持ち墓地事情にお悩みの方、または埋葬する場所がないなどでお困りの方、引き取り手の無い方などは相談の上、同意を頂き当墓地に埋葬させていただいております。(現在3500名以上の方を埋葬供養いたしておりお参りに来られる方の供えるお線香、お花の絶えない墓地になりました)
- ⑥ 納骨堂があり、三松会にてご葬儀をされた親族が居らっしゃら無い方の御遺骨、親族が拒否された方の御遺骨、諸々の事情で自宅に安置出来ない方の御遺骨、親族が遠方または体調不良にてすぐの引き取りが出来ない方の御遺骨に関しましては一時御遺骨を納骨堂に安置することが出来ます。
- ⑦ 親族の方に関わって頂けない御遺骨に関しましては納骨堂に安置後、年に2回春彼岸と秋彼岸前に戒名を授け合同供養を執り行い住職、スタッフにて共同墓地に埋葬させて頂いております。
- ⑧ 共同墓地埋葬供養者に関しましては年に一回、親族や関係者をはじめ、近隣自治体や施設の責任者にて合同慰霊祭をとりおこない、心のケアをいたしております。
- ⑨ 当会は貧困層及び生活困窮者において亡くなった後の心配の心のケア、支援を行うことができる。

- ⑩ 生活保護受給者の死後において葬祭扶助が適用されなくても、その範囲相当な費用において葬祭の施行、葬儀読経の執行までをさせていただいております。
- ⑪ 生活保護申請中などに死亡し葬祭費が全く捻出できない独居の方でも、所持金内及び健康保険証返還による葬祭費にて葬祭の施行、葬儀から共同墓地埋葬にいたるまで、どのような方でも供養したいとの主旨から必ず葬儀をおこなっております。
- ⑫ 霊柩車を2台所有しておりますので24時間対応にて病院等で死亡し、親族が身元引き取りを拒否、並びに親族等が遠方ですぐ来れない、連絡がとれない方など適宜に対応することができます。
- ⑬ 遺体安置保冷庫を所有しておりますので病院等からの搬送後、親族が行方不明などにおいては連絡がとれるまでご遺体を預かることができます。
- ⑭ 行旅死亡人など身元不明、氏名不詳者が亡くなった場合、警察までの遺体引き取り火葬終了後においても官報公告終了後も当分の間、納骨堂において遺骨を保管管理することが出来ます。
- ⑮ 納骨堂があることから三松会にてご葬儀をされた生活保護受給者、貧困層及び生活困窮者において死後遺族が若年の場合、将来自立、社会にでるまでの間、遺骨を預かることができます。
- ⑯ 三松会にてご葬儀をされた故人の自宅の整理などで残った仏壇等の魂抜き、位牌の引き取りなどを無償にて執り行うことができます。
- ⑰ 生前においても在宅の方が施設入所などにおいて発生した位牌等の預かりなど、どなたもいない場合は当会が預かり供養致しております。
- ⑱ 生前において、独居の方が体の部位の壊死において発生したお骨の火葬代行、及び預かりも病院入院中あるいは施設入所中もさせていただいております。
- ⑲ 生活保護受給者、貧困層及び生活困窮者において親族等がおらず、または拒否などにより独居になった方など病院等において緊急の同意および身元引き受けなどの場合迅速に対応することができます。
- ⑳ 当会はボランティアにて後見人事業・身元引き受けなどを行っている為、生活保護受給者、貧困層及び生活困窮者など費用面にて心配している方など支援センター等と協働して安心してサポートすることができる。

現在、以上の事が出来る活動法人は北関東でも特定非営利活動法人 三松会 しかなく広域においての関係が構築出来ております。

また以上のことは現在に至るまで当会があったことを基にレポートさせていただきました。